

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（平成 30 年 7 月 27 日 20180130 保第 3 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

経済産業省

20210108保第13号

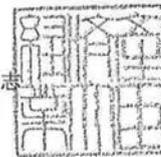
令和 3 年 7 月 6 日

クリーンエナジー合同会社

代表社員 株式会社クリーンエナジー

職務執行者 金山 弘 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



クリーンエナジー合同会社「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力
発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 3 年 1 月 8 日付けで届出のあった「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第 3 項の規定に基づき、福島県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勧告されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水源位置について実態を確認の上、調査を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とするなど、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. ラインセンサス法の調査に当たっては、適切なルートを設定し、調査、予測及び評価を行うこと。
4. 希少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 本事業区域内での緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態の調査に当たっては、十分な調査回数を確保する等、適切に調査を実施すること。
6. 景観への影響調査を行うにあたり、適切な箇所を調査地点に追加すること。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1. 水源位置について実態を確認の上、調査を行うこと。	<p>水源位置について地域住民への聞き取りを踏まえて、簡易水道を利用する地区の水質への影響を把握するための調査を実施いたしました。</p>
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とするなど、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。	<p>降雨時の排水は、各ヤード横に設置する沈砂池に集積され、土砂等を沈降させる等、適切に処理を行うとともに、沈砂池の容量を超える場合には、蛇籠を介して流速を抑えた上で拡散して自然放流いたします。沈砂池の容量は、各沈砂池流域の改変面積等から推定した年間の流出土砂量と、浚渫回数から必要な容積を算出し、設定しました。</p> <p>道路工事に関する雨水排水は側溝に集水し、こまめに排水溝を設けて排水いたします。排水工には蛇籠を設置することにより流速を抑える計画としました。</p> <p>コンクリート打設に伴い発生する排水は、風力発電機の基礎工事において発生しますが、セメント工事等による水環境への影響は無いように事業計画地以外の処理施設で適切に処理する計画です。</p> <p>コンクリート打設後におけるコンクリートミキサー車の洗い水も課題として挙げられますが、洗い水も事業実施区域外の処理施設に搬出し適正に処理する計画です。</p> <p>濁水の影響については、上記濁水対策及び局所集中的な降雨傾向を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行いました。</p>
3. ラインセンサスの調査に当たっては、適切なルートを選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	<p>ラインセンサスのルートは対象事業実施区域及び周辺の植生区分、地形状況等を踏まえて、事業による影響を把握できるような経路を選定し、調査、予測及び評価を行いました。</p>
4. 希少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	<p>希少猛禽類の調査では対象事業実施区域及び周辺の植生区分、地形状況等を踏まえて、事業による影響を把握できるような地点を選定し、調査、予測及び評価を行いました。</p>

<p>5. 本事業の区域内での緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態の調査に当たっては、十分な調査回数を確保する等、適切に調査を実施すること。</p>	<p>本事業の区域内での緑の回廊における渡り鳥の飛翔実態を把握するため、渡りの時期に重なるように調査時期を設定するとともに十分な調査回数を確保する等、適切に調査を実施しました。</p>
<p>6. 景観への影響調査を行うにあたり、適切な箇所を調査地点に追加すること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺において適切な調査箇所を追加し景観への影響について、調査、予測及び評価を行いました。</p>